



# 千葉労働動向

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号 (DC会館)  
電話 (鉄電) 千葉2935・2939 番  
(公) 043(222)7207 番  
FAX 043(224)7197 番

2000. 9. 4. No. 5189.

## 不当家宅搜索国家賠償請求公判 (8月31日)

# 千葉地裁 令状発布を分離・終結

八月三十一日、一〇時二〇分より、千葉地裁五〇一号法廷において、一九九九年四月二十六日及び十一月十七日の千葉県警公安三課による動力車会館への家宅搜索が不当であるとして国家賠償を求めた事件の第三回口頭弁論が行なわれた。

### 理由も示さず 終結を要求

この間、被告となつている国及び千葉県、搜索令状を発布した千葉地裁・片多裁判官から答弁書及び書面が提出されてきた。とくに、片多裁判官にいたつては、一〇数行の書面の中で「職務行為であり適法」「本訴請求は、理由がない」などとまともな理由も挙げることなく、早々に終結するように主張してきた。しかし、七月一日、千葉地裁民事二部が千葉県に六五万円を支払いを命じた判決(九二年一〇月及び九三年四月の不当家宅搜索に対する国家賠償事件)でも明らかのように、事件との関係を示す物が相当高度の確立で存在する場合のみ請求が許されるとしているが、本件も含めてこの間の家宅搜索では、被疑事件との関連を示す物は全くなく(事件と関係ない以上、あるはずがない)、押収した物といえは一般に刊行されている書物等であつることから、本件搜索の請求も違法といわなければならぬ。しかも、警察からの搜

索請求は「被疑者不祥」となつていないにも関わらず、何ら関係のない動力車会館への搜索を認めることも違法と言わなければならぬ。被疑者が「不祥」である以上、動力車会館との関係など判断できないことは明白だ。こうした請求内容を全くチエツクすることなく漫然と搜索請求を認め令状を発布した以上、片多裁判官は重大な違法を犯したことは明らかだ。

### 自らが信用をおとしめる行為だ

八月三十一日の第三回口頭弁論では、組合側からの求釈明に対して未だに片多裁判官からの回答がないことから、具体的な理由を明らかにするように改めて求めたにも関わらず、千葉地裁民事五部・川島裁判長は「片多裁判官については分離し、本日をもって終結する」と告げ、判決は追つて指定するとの一方的な訴訟指揮を行なつてきた。こうした千葉地裁のやり方は、裁判所が自らの信用をさらにおとしめる結果になることは明らかであり、到底許されるものではない。

動労千葉は、こうした千葉地裁の訴訟指揮を弾劾するとともに、今後は千葉県警による搜索の不当性を改めて明らかにし、本件国家賠償請求事件の勝利に向けて闘いぬく。

当面する取り組み

一、第二九回定期大会

とき 一〇月一日

一〇時〜

二日一二時

ところ DC会館にて

戦後労働運動の軌跡  
と国鉄闘争

中野 洋

第一部 歴史の岐路  
二〇〇〇年階級闘争

第二部 戦後労働運動の軌跡と国鉄闘争

各職場でこの本を勉強  
会に活用しよう